

◎新潟県選挙管理委員会告示第75号

衆議院（小選挙区選出）議員の選挙及びこれと同時に行われる衆議院（比例代表選出）議員の選挙について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第18条第2項の規定により次のとおり開票区を設けたので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成29年10月17日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

市区町村名	開票区名	区域
新潟市北区 新潟市江南区	江南区第2開票区	新潟市江南区の第401投票区から第419投票区までの区域及び新潟市北区の第199投票区の区域
新潟市北区	北区第1開票区	新潟市北区第101投票区から第106投票区までの区域
	北区第2開票区	新潟市北区第107投票区から第122投票区までの区域
新潟市江南区	江南区第1開票区	新潟市江南区第401投票区から第419投票区までの区域を除く区域